

大口使用に係る水道料金軽減制度のご案内

丹波篠山市の政策である企業誘致の一助とするため、企業などの大口使用様がより水道を使いやすくなるよう新たな水道料金の軽減制度を設けました。

軽減対象 次の要件、全てに該当する使用者様が対象となります。

- ①丹波篠山市水道に加入しており、一つの水道メーターにおける1か月あたりの水道使用量が6,000 m^3 （以下「基準水量」とします。）を超えたとき。
- ②水道料金軽減の対象の指定を受けた使用者様。
- ③水道料金に滞納がない使用者様。

軽減内容 1か月あたりの水道使用量が基準水量を超えた当該部分の1 m^3 あたりの超過料金を税抜355円から税抜100円に軽減します。

1 m^3 あたりの単価（通常）		1 m^3 あたり料金単価（軽減適用）	
水量	単価（税抜）	水量	単価（税抜）
20 m^3 まで	270	20 m^3 まで	270
21 m^3 以上	355	21 m^3 から6000 m^3 まで	355
		6001 m^3 以上	100

軽減対象の指定 使用者様の申出により、軽減対象の指定を受けていただきます。申出に関する書類は以下のとおりです。

- ①丹波篠山市大口使用に係る水道料金軽減指定申請書（様式1）
- ②今後の水道使用量の見込みが確認できる書類
- ③その他

※審査の結果によっては、指定が受けられない場合があります。

軽減申請 使用者様より、軽減適用に係る申請をしていただきます。前述の指定を受けた日以降、最初に基準水量を超えたとき、速やかに申請してください。申請に関する書類は以下のとおりです。

- ①丹波篠山市大口使用に係る水道料金軽減申請書（様式3）
- ※審査の結果によっては、軽減できない場合があります。

適用期間 水道料金軽減の適用を受ける期間は、前述の軽減適用の決定を受けた日から、次に規定する解除要件に該当しない限り継続します。

解除要件 次の要件のいずれかに該当した場合は、水道料金の軽減の適用を解除する場合があります。

- ①軽減対象となっている水道メーターが使われなくなったとき。
- ②軽減対象となっている水道メーターの使用者が変更になったとき。
- ③軽減対象となっている水道メーターの使用者が水道料金を指定期限内に納付しないなど、水道使用の義務を誠実に履行しないとき。
- ④対象の水道メーターが確認（検針）できないとき。
- ⑤丹波篠山市が定めた規定のほか、関係法令に違反したとき。
- ⑥その他

その他 渇水時など非常時には、水道使用の抑制にご協力いただく場合があります。

料金シュミレーション

1ヶ月あたりの水道使用量が9,000^m³/月の場合、下表のとおり1か月あたりの水道料金が**765,000円**お安くなります。

さらに年間にとすると**9,180,000円**お得に！！

軽減前				軽減後			
	水量	単価（税抜）	料金		水量	単価（税抜）	料金
基本料金	35	19,195	19,195	基本料金	35	19,195	19,195
超過料金	8,965	355	3,182,575	超過料金	5,965	355	2,117,575
合計	9,000		3,201,770	軽減料金	3,000	100	300,000
				合計	9,000		2,436,770

※使用水量300^m³/日 × 30日 = 9,000^m³/月

※水道メーターΦ50を使用している場合。

問合せ先及び書類提出先

丹波篠山市役所 上下水道部 経営企画課 営業係

669-2397 丹波篠山市北新町 41

TEL079-552-5094 FAX079-552-5097